

定款第8条に定める入会金および会費に関する規定

Rev.2, 2018.6.19

1. 入会金は当分の間は設けない。
2. 会費は次の区分に従って定める。

区 分		会 費 (単位 : 円)
特定計量器製造事業者		45,000
特定計量器修理事業者		30,000
計量証明事業者	一般計量証明事業者	15,000
	上記以外の計量証明事業者	5,000
適正計量管理事業所		15,000
計量士	その資格を業として行う計量士	20,000
	上記以外の計量士	6,000
計量器販売事業者		4,000
上記の区分に該当しない者		2,000

備考 1.平成 30 年 6 月 19 日の定時総会において、特定計量器製造販売事業者、特定計量器修理事業者、一般計量証明事業者の会費改定が承認され、30,000 円を 45,000 円に、20,000 円を 30,000 円に、10,000 円を 15,000 円に改める

定款第23条第2項「別に定めるところ」に関する規定

Rev.1, 2014.6.4

定款第23条第2項に定める「業務執行理事は、理事会において必要な場合は別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する」の「別に定めるところ」は、その必要性が低いことにより、当分の間、定めないこととする。

定款第23条第3項および定款第31条第2項に定める「あらかじめ定めた順位」

Rev.3, 2020.6.29

定款第23条第3項及び定款第31条第2項に定める副会長の「あらかじめ定めた順位」は次の通りとする（敬称略）。

1. 副会長（代表理事） 清水健次
2. 同 上 河西秀吏

定款第27条第1項に定める「別に定める報酬等の支給の基準」に関する規定

Rev.1, 2014.6.4

定款第27条第1項に定める、ただし書「常勤の理事及び監事に対しては、社員総会で定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準」は、当分の間、定めないこととする。

慶弔規定

Rev.2, 2019.7.4

定款第38条の2に定める慶弔規定を次に定める。

1. この規定は、(一社)山梨県計量協会の運営に関わる者及びこれに関連する者を適用範囲とする。
ただし、第3項のみは両親並びに配偶者及び子を適用範囲に含む。
2. 入院の場合は、原則として1万円とする。
3. 弔事の場合は、1万円とする。

出張旅費規定

Rev.1, 2014.6.4

定款第38条の3に定める出張旅費規定を次に定める。

1. (一社)山梨県計量協会の運営に関わる者が、協会に関わる業務のために出張した場合の旅費等の支給に関する事項を定める。
2. 旅費等の支給額は次の通りとする。
 - ①交通費 : 実費とする。私有車の場合は走行距離1kmにつき30円とする。
 - ②日当 : 1日につき、5,000円とする。
 - ③宿泊費 : 1泊につき、10,000円とする。
3. (例外規定) 関東甲信越地区計量団体連絡協議会の場合の宿泊費に関しては、主催団体の請求する額とし、交通費、日当は前項に従う。
4. 会議等の参加料は実費支給とする。